

海外経済要録

国際機関

◇ IMF理事会、増資決議案を可決

IMF理事会は2月24日、昨年の東京総会における総務会決議に基づき、全加盟国クォータの25%増額(一般増資)および16か国に対するクォータの特別増額に関する具体案を可決した。本決議案は各国総務による郵便投票(期限1965年3月31日)に付されたが、増資決議に必要な賛成(総投票権数の%)を得、かつ各国の増資同意通告(期限65年9月25日、現行クォータ総額の%以上の同意を要す)とそれに伴う払込みが行なわれれば、IMFクォータは現在の161億ドルから大幅に(全加盟国の同意が得られれば210億ドルに)増加する。このような大幅増資は1959年に次ぐ2度目のものである。

なお、増資に伴う金払込み(増資額の25%)について理事会案は次のような措置を講じている。まず、金外貨準備高が少なく金払込みが困難な加盟国については前回の

主要IMF加盟国のクォータ

(単位・百万ドル相当額)

| | 現行クォータ | 新クォータ |
|--------------|--------|--------|
| 米 国 | 4,125 | 5,160 |
| 英 国 | 1,950 | 2,440 |
| 西 ド イ ツ* | 787.5 | 1,200 |
| フ ラ ン ス | 787.5 | 985 |
| イ ン ド | 600 | 750 |
| カ ナ ダ* | 550 | 740 |
| 日 本* | 500 | 725 |
| 台 湾 | 550 | 690 |
| イ タ リ ア | 500 | 625 |
| オ ラ ン ダ | 412.5 | 520 |
| ベ ル ギ ー | 337.5 | 422 |
| ス ウ ェ ー デ ン* | 150 | 225 |
| そ の 他(91か国) | 4,844 | 6,565 |
| 合 計(102か国) | 16,094 | 21,047 |

(注1) *印は特別増資国。なお上記4か国ほかに特別増資を行なうことが適当とされた国は、オーストリア、フィンランド、ギリシア、イラン、アイルランド、イスラエル、メキシコ、ノルウェー、フィリピン、南アフリカ、スペイン、ベネズエラの12か国。

(注2) 新クォータは、それが5億ドル以上の場合は5百万ドル刻みで切上げ、5億ドル未満の場合は1百万ドル刻みで切上げで決定された。

増資時と同様、①金および自国通貨のそれぞれについて5年間の均等分割払込み、または②金払込み相当額のIMF引出しを認めることとする。

一方、各加盟国の金払込みに伴って準備通貨国(米国および英国)の金準備が間接的に圧迫されるおそれがあるので、新たに次のような措置をとりうるものとする。

(1) IMFは150百万ドルを限度として、増資払込みのために金買入れを希望する国に対し、金準備が豊富でしかもIMFポジションのよい国(たとえば西ドイツ)の通貨を引き出させ、その通貨を金に転換させて払込ませる。IMFに払込まれた金は、金を売却した国(西ドイツ)に売戻すこととする。この結果、引出し国および被引出通貨国ともに金保有額の減少をみないですむことになる。

(2) 前記(1)を実施してもなお準備通貨国の保有金が減少するおそれがあるため、IMFは米英両国に対してそれぞれ約250百万ドルおよび約100百万ドルの金預金(General Deposit of Gold)を行なう。本預金は要求払預金とする。

米州諸国

◇米国、1964年第4四半期の対外金取引

3月5日の財務省発表によれば、1964年第4四半期中に行なわれた外国公的機関との金取引は、フランスの定例的買入れに加え、オランダ、ベルギー、スイスなどによる買入れもあって145百万ドルの売却超となった。もともと第2、第3四半期中には買入超となっていたので、

米国の対外金取引

(単位・百万ドル、-売却超、+買入超)

| | 1964年 | | | | | 1963年 |
|-------|-------|------|------|------|------|-------|
| | I | II | III | IV | | |
| 英 国 | +109 | +221 | +163 | +125 | +618 | +329 |
| フランス | -101 | -101 | -101 | -101 | -405 | -518 |
| 西ドイツ | -200 | ... | -25 | ... | -225 | ... |
| イタリア | +200 | ... | ... | ... | +200 | ... |
| オランダ | ... | ... | ... | -60 | -60 | ... |
| ベルギー | ... | ... | ... | -40 | -40 | ... |
| スイス | ... | -30 | ... | -51 | -81 | ... |
| スペイン | ... | -2 | ... | -30 | -32 | -130 |
| ブラジル | -1 | +28 | -1 | +28 | +54 | +72 |
| そ の 他 | -35 | -21 | +5 | -16 | -65 | -145 |
| 計 | -28 | +95 | +41 | -145 | -36 | -392 |

(注) 四捨五入のため合計と一致しない。

1964年中の通計では36百万ドルの売却超にとどまり、58年以來の最低を記録した。

なお、上記売却のほか国内(加工用需要)向け売却が89百万ドルに達したので、年間の米国金準備減少額は125百万ドルとなった(前年は461百万ドルの減少)。

◇米國、IMF引出し

米國財務省は3月22日、75百万ドル相当額の外貨(ドイツ・マルク、カナダ・ドル、イタリア・リラ各25百万ドル)をIMFから引き出した旨発表した。引出し通貨は従来同様、近々IMF返済を予定している他加盟國に対してドル対価で売却される。

なお今回の引出しは本年にはじめてであるが、1964年2月以来では6回目、引出し累計は6億ドルに上っている。

◇米國、商業銀行などの對外融資抑制に関するガイドラインを決定

連邦準備制度理事會は、大統領の國際収支対策に基づき、3月3日銀行以外の金融機關の對外融資に関するガイドラインを、また同8日には銀行の對外融資に関するガイドラインを発表した。概要次のとおり。

1. 銀行の對外融資に関するガイドライン

- (1) すべての銀行の對外与信残高を1964年末残高の5%増以内に押さえる。64年末残高の算定に当たっては、従来財務省が徴求している報告表の計数を基準とし、これに長期外國証券、海外支店・子会社への固定投資などの債権を追加し、一方信用状未使用残・与信約定未利用残などの不確定債権、顧客勘定による債権、ワシントン輸出入銀行(以下EXIMと略称)融資への参加額ないしEXIM保証に基づく融資額を控除する。
- (2) EXIM融資への参加およびEXIM保証に基づく融資については、上記の5%目標の枠外とする。
- (3) 2月10日以前にすでに上記5%目標をこえている銀行、あるいは特別な事情により今後上記目標をこえることになる銀行は、12か月以内に目標額まで与信残高を削減する。
- (4) 5%増の枠内で輸出信用に絶対的優先権を与える。輸出信用以外の信用については、低開發國向けを最優先とし、またカナダ・日本(米國金融に著しく依存しているため)および英國(國際収支困難に直面しているため)に不当な負担を与えないようにする。
- (5) 米國居住者に対する對外債権の売却により他の對外融資に乗り換えてはならない。本売却を行なった場合には、上記(1)の基準額から当該売却額相当額を控除す

る。

- (6) 1964年末現在の對外融資残高がない銀行は、適当量の輸出信用供与を除き本年中に對外融資を行なわないよう期待する。
 - (7) 従来對外取引のほとんどすべてが輸出信用であった銀行も融資額を5%増の枠内にとどめるようあらゆる努力を払わねばならない。
 - (8) 本来銀行勘定で取得さるべき對外債権を信託勘定に肩代りすることのないよう留意されたい。
 - (9) 顧客の依頼に基づき顧客勘定で行なう對外債権の取得についても、銀行がこれを助長してはならない。
 - (10) 米銀の海外支店・子会社を本計画の抜け道として利用してはならない。海外支店などが外國の資金源を利用して行なう融資活動は妨げないが、ユーロ・ダラーなど直接・間接に米國からの資金流出につながる資金源の利用については関心を有する。
 - (11) エッジ・アクト法人(註)も本計画の対象に含む。
 - (12) 外銀の在米支店は米銀と同様に本計画の諸原則に従うようにされたい。
 - (13) 企業などの對外投融资を助長する結果になるような信用供与を行なってはならない。
 - (14) 米銀が國外で行なう預け金(ドル建)、外國証券取得を含む短期投資については今後の増加を抑制するとともに漸減させるよう努力されたい。
- (註) エッジ・アクト法人……連邦準備法第25条(a)(Edge Act)に基づき、連邦準備制度理事會の認可を得て、國法銀行の出資により設立された外國貿易金融専門の子会社。

2. 銀行以外の金融機關(註)の對外融資に関するガイドライン

- (1) 外國における流動資産(外銀および米銀海外支店へのドル建預け金、外國政府および政府關係機關の短期証券、外國商業手形、金融会社手形、銀行引受手形およびその他期限1年以内の流通証券)の保有は1964年末の水準に押え、長期的にはこれを63年末の水準まで徐々に減らすことを目標とする。
- (2) 上記以外のもので、かつ当初償還期間5年以内のものへの投資(証券、抵当信用その他貸付、およびその他いっさいの信用)は1965年中に5%増以内に押える。ただし、米國の輸出を直接ファイナンスする信用には優先権を与えるよう、また銀行融資をうけられなくなったため、それに代るものとして申込まれた信用供与はこれを回避するよう特に注意されたい。
- (3) 長期信用については当面ガイドラインは不必要と思われるが、外國の資金需要が過度にわたる場合には直ちに對処しうよう、その動向を注視していく。もっ

とも低開発国向け融資を著しく制限してはならない。またカナダと日本については、別個の取決めににより米国資本市場での資金調達総額を制限する。

- (4) 海外の事務所、支店、子会社を通じて海外で営業している金融機関は、これらの事務所などに対する追加投資をできるだけ制限するほか、特別の事情がない限り、1965年中の融資増加額を5%以内にとどめるよう特段の配慮を払わねばならない。

(注) 銀行以外の金融機関……生命保険会社、損害保険会社、相互貯蓄銀行(mutual savings banks)、投資信託(investment companies and mutual funds)、販売・事業および消費者金融会社(sales, business and consumer finance companies)、法人非保険年金基金(corporate noninsured pension funds)、州・地方退職基金(state and local retirement funds)、慈善信託基金(charitable trusts and foundations)、大学基金(college endowment funds)、商業銀行の信託部門(trust departments of commercial banks)。

◇米国、企業の海外投資抑制に関するガイドラインを決定

商務省は海外事業を営む大企業632社に対し海外投資抑制に関するガイドラインを指示し、3月16日その内容を公表した。本ガイドラインは、個々の企業の実情に適應しうよう「できるだけ非公式かつ個別的なもの」が望ましいとする商務省国際収支対策諮問委員会(大企業の代表者9名で構成)の意見を参考として作られたものである。概要次のとおり。各企業は

- (1) それぞれの海外収支に関し、貸借別に1964年の計数を示す報告書を作る。
- (2) 同報告書には、1964年の実績を参考として1965、66年につき各企業の実情に応じた改善目標を示す(さきに指示した各企業一律15~20%の削減目標は取りやめ)。
- (3) 国際収支の早期改善に資するため、1963、64年末の海外短期資産の計数(うち先進国向けものは別枠で示す)をも報告する。
- (4) 上記(1)~(3)報告書は4月15日までに商務省に提出するほか、引き続き1966年末まで四半期ごとに提出する。
- (5) 自主規制実施に当たっては、次の3点に特に留意する。

- イ. 低開発国(金利平衡税法上と同じく日本など22か国を除く諸国)に対する投資は制限する必要がない。
- ロ. 国際収支に問題のある国から短期資金を引き揚げる場合には特に注意し、また当該国に多額の残高を保有する企業は連銀と相談するのが望ましい。
- ハ. カナダへの直接投資は削減しなくてよいが、同国には必要運転資金以外はおかないように注意し、また運転資金の少なくとも一部は同国内で調達するよう努める。

(6) 商務省は、諮問委員会などの検討に資するため、上記資料の計数をまとめて公表するが、個々の企業の計数については秘密を厳守する。

(7) なお、さきに要請した1件10百万ドル以上の新規直接投資に関する企業の事前報告の義務は取りやめとする。

欧州およびアフリカ諸国

◇EEC理事会、3共同体の一本化を決定

EEC理事会は3月2日、3共同体(EEC、ECS C、EURATOM)の執行機関を明1966年1月1日以降一本化することを決定した。その概要は次のとおり。

(1) 従来はEEC委員会とユーラトム委員会がブリュッセルに、ECS Cの最高機関はルクセンブルグに置かれていたが、今後統一執行機関をブリュッセルに置く。

(2) 委員会の委員数は現行のEEC 9人、ECS C 9人、ユーラトム5人の計23人から統合後数年間の過渡期中は14人(フランス、西ドイツ、イタリア各3人、オランダ、ベルギー各2人、ルクセンブルグ1人)、その後は9人(フランス、西ドイツ、イタリア各2人、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ各1人)とする。

(3) ECS C最高機関がルクセンブルグからブリュッセルに移る代償として、欧州投資銀行をブリュッセルからルクセンブルグに移転するほか、将来法律問題を扱う機関(たとえばカルテル監視機関)ができる場合には現存する裁判所と並んでこれをルクセンブルグに設置する。

(4) EEC理事会を毎年3回(4、6、10月)ルクセンブルグで開くほか、通貨評議会も従来のブリュッセルと並んでルクセンブルグでも開くこととする。

◇EEC理事会、共通運輸政策を決定

EEC理事会は3月9日、かねて委員会から提案されていた共通運輸政策に関し以下の点を決定した。

- (1) 乗用車に対する二重課税を1966年1月1日以降廃止する。
- (2) 乗用車および船に対する課税の算定規準を1967年4月1日以降一本化する。
- (3) 鉄道運賃を1969年1月1日以降一本化する。
- (4) 各加盟国とそれぞれの鉄道事業体との間の資金的な関係を1968年以降徐々に調和させ遅くとも1972年までに一本化する。

◇EEC通貨評議会、年次報告を公表

EEC通貨評議会は2月12日付で第7回年次報告を作成し、3月1日の理事会に提出してその承認を得た。同

報告の主要部分の内容は次のとおりである。

(1) 米国資本の流入と米国の国際収支

昨年中のE E C諸国の国際収支の黒字は最近のポンド危機の影響を別にすれば、主として米国の引き続き国際収支赤字特に資本輸出の反映である。こうした状態は、双方の立場からの入念な研究およびこれに関する是正策を必要とすることとなった。

欧州資本市場の機能に欠陥があるという点を強調する者がある。すなわち、欧州資本市場が現在以上に効率的に機能するならば国際的な資本移動はより均衡することが可能になるだろうというのである。E E C諸国の一部の資本市場にとっては、E E Cにおける調和のとれた発展という利点からしてもこのような是正策は確かに不可欠のものである。しかしかかる構造面の改善が近い将来に実現されるとしても、これはE E Cが資本輸出をとくに低開発国に対して増大させる必要があるという問題の解決にとっては限られた貢献しかもたらさないだろう。

E E C向けの資本移動については、米国の資本市場が比較的潤沢な資本量を維持しているため容易にされたという点を見落としてはならない。このような状態では、米国の引き続き国際収支赤字に対するE E C諸国の態度はいかにあるべきだろうかという問題が生じてくる。米国の資本市場が現在のような緩和状態を続ける限り、金融取引面での米国当局の改善策がどのようにして採られるのかを予見するのは困難である。したがってE E C加盟国は、米国に対する短期債権の蓄積によってその国際収支赤字のファイナンスにどの程度貢献しているのかを考えてみるべきであろう。この米国の国際収支赤字の少なくとも一部分はE E C向けの資本流出に基づくものであり、そしてこの資本流出はE E Cにおける安定政策の実行をいっそう困難にする恐れがあるからである。

これに関連し、1964年中の米国国際収支赤字はその大部分が低開発国のドル保有という形でファイナンスされたという点に注意を要する。1965年にはこれら諸国が、その獲得したドルの少なくとも一部分を必要物資の買付けを増大させるために使用することが予想される。これらのドルがE E C諸国の手に移るにつれ、E E C諸国ではもともとその対外準備の大部分を金で保有するのが慣習となっているので、米国としては1965年中の赤字を決済するという問題だけでなく同時に1964年の赤字をも決済する必要に迫られよう。

(2) 国際流動性問題

通貨評議会は、「多角的サーベイランス」が行なわれる場合10か国グループが、関係国際機関のメンバーとしてこれに参加することが必要であるという点につき意見

の一致を見たことに満足している。

同時に通貨評議会は、国際通貨制度の機能が調和のとれたものであるためには、大幅かつ持続的な不均衡を生じないことが条件であり、またもし不均衡が生じた場合にはこれを是正するため各国政府が有効な調整政策をとることが条件になるという10か国グループの結論を強調したい。

また通貨評議会は、準備資産の創設に関し各種の提案を検討するグループ(オツソラ委員会)が設置されたことに大きな意義を認めたい。6か国通貨のどれをとってみても、ごく近い将来に国際準備通貨としての役割を果たせそうには思えないだけにこの研究はいっそう有益であるようにみえる。事実現況においては、E E C諸国通貨のいずれかが準備通貨になった場合、それはかえって多くの問題をひき起こすことにはなっても国際通貨制度を著しく強化することにはならないだろう。

(3) 共通農業政策の金融面における意義

1964年12月15日、理事会は共通農業政策の実施に関するいくつかの決定を行なった。農産物共通価格の表示方法としては各国通貨による方法と計算単位(units de compte)による方法の二つがあるが、通貨評議会としては、計算単位によれば加盟国通貨相互間の為替レートが変更される場合は価格水準を自動的に維持することが可能になり、共同体の計画、特に対外的な計画に即して市場機構のメカニズムを維持することがよりいっそう確実になるものと考えている。

しかしながら共通価格が設定され、計算単位で表現されるようになれば加盟国相互間における為替レートの変更は、その幅が大きければ大きいほど重大な経済的影響を及ぼすことになろう。この影響は、計算単位という方式が適用されている農産物価格が即座かつ自動的に調整されるため、およびこの調整が農家所得と消費者物価に対しさまざまな効果を与えるために、生じるものである。

こうした事情の下で通貨評議会は、計算単位を採用することが為替平価の変更という重要な金融政策手段を放棄することを意味するものとならないかどうかということを検討した。その結果評議会は、E E Cにおいて漸進的な統合が進み多くの生産物価格が均等化していくにつれて平価の変更はますます困難になり、変更の可能性にますます小さくなるものであるということを確認した。農業単一市場の実現はこの傾向を強めるであろう。もっとも評議会は、こうした傾向が強まるとしても、為替平価の変更がE E C自体の機能を良好に維持するために必要であると認められるような場合もあるので、一國が為替平価の変更という手段に訴える可能性そのものは排除

されないものと考えている。

したがって平価の変更という事態にたちいたった時は、その影響を局限するような手段を最大限に講ずることが望ましい。この点に関し以下の手段が考えられよう。まず第1は、EECのしかるべき機関がすみやかにEECの新しい情勢について農業的な観点および金融的な観点から検討を加え、場合によってはEEC価格の変更等必要な決定を行なうべきであろう。第2はこれと並行して、農産物価格の自動的な再調整が当該加盟国に及ぼす影響を軽減するために過渡的な手段を講ずることも考えられる。

◇英蘭銀行、ポンド危機当時の対外資金借入状況等を発表

英蘭銀行は四季報(本年3月号)において、昨秋以降年

(第1表) ポンド危機時における各種借款利用状況

(単位・百万ドル)

| 月 | FRBス ワ ップ 500 バーゼル 助 500 | 緊急借款 3,000 | I M F 借 入 1,000 | スイス 国民銀 行借入 80 | 計 | 借 入 残 高 (A) | 対 外 準 備 (月末) (B) | 実質対 外準備 (B-A) |
|--------------|--|-----------------------------|-----------------------|-------------------------|-------|--------------------------|---------------------------|---------------------|
| 64年9月 | 200 | | | | 200 | 200 | 2,540 | 2,340 |
| 10月 | 215 | | | | 215 | 415 | 2,453 | 2,038 |
| 11月 | 585 | | | | 785 | 1,200 (うち FRB 675) | 2,344 | 1,144 |
| 12月 | ← 1,000 | 325 11/26 ~30日 200 | 1,000 | 80(注1) (うち 50返済) | 405 | 1,605 | 2,316 | 711 |
| 65年1月 | | 引出し (計数 未発表) 返済開始 | | | | | 2,299 | |
| 2月 | | | | | | | 2,363 | |
| 64年末 借入残高 | 0 | (注2) 525 | 1,000 | 80 | 1,605 | 1,605 | | |

(注1) 1961年のポンド危機時の借入れ残存分(当初バーゼル援助にて借入れ、その後期限3年の長期借款に切替え)の返済。

(注2) うち、325百万ドルはスワップ形式(うちFRB 200百万ドル)、200百万ドルは外貨建預金形式。

末までのポンド危機に際し英国が借り入れた外国援助金額を発表した。これによると、月別借入状況は第1表のとおり。

四季報は同時に、64年中における金プールの実績を発表し、年初のソ連の金売却と新産金の供給増によって、民間需要がカバーされたため、金プールは買超となり、600百万ドル以上(63年とはほぼ同額)が参加国間で配分されたとしている。なお、昨年中におけるポンド債務残高の推移は第2表のとおり。

◇英国、ワシントン輸出入銀行による緊急借款の細目を発表

大蔵省では、ポンド支援のため昨年11月英国に供与された30億ドルの緊急借款のうち、ワシントン輸出入銀行の2.5億ドル分について、このほど同銀行との間で細目の

取決めが行なわれた旨発表した。これによると、借款引出し期限は本年11月25日までとし、引出し後2年据置き、以後6ヵ月ごとに10回の均等分割返済が行なわれる。なお、借入金利は年4½%で、約定手数料(Commitment fee)は年¼%。

◇英国、Standard Bank と Bank of West Africa の合併

アフリカにおいて強固な営業地盤を有する Standard Bank および Bank of West Africa(注)は、近く合併を行なう旨3月2日に発表した。

今回の合併のねらいは、これによってアフリカでの英系植民地銀行の地位強化をはかるとともに、米国の銀行と関係を深め、アフリ

(第2表) 英国の対外ポンド債務残高(ネット)と対外準備

(単位・百万ポンド)

| 年 末 | 対スターリング地域 | | | 対非スターリング地域 | | | 国 際 機 関 | | | 合 計 | 金外貨 準備高 | IMFグ ロス・フ アンド・ ボツヨン |
|--------|-----------|------------|-----|------------|------------|-----|---------|-----|-----|-------|------------|------------------------------|
| | 計 | 中央通 貨当局 | その他 | 計 | 中央通 貨当局 | その他 | 計 | IMF | その他 | | | |
| 1962年末 | 2,294 | 1,748 | 546 | 639 | 433 | 206 | 606 | 517 | 89 | 3,539 | 1,002 | 876 |
| 63年末 | 2,464 | 1,885 | 579 | 602 | 409 | 193 | 627 | 522 | 105 | 3,693 | 949 | 871 |
| 64年3月末 | 2,515 | 1,926 | 589 | 603 | 444 | 159 | 625 | 522 | 103 | 3,743 | 950 | 871 |
| 6月 末 | 2,587 | 2,009 | 578 | 618 | 396 | 222 | 621 | 521 | 100 | 3,826 | 966 | 872 |
| 9月 末 | 2,595 | 1,988 | 607 | 700 | 413 | 287 | 619 | 522 | 97 | 3,914 | 907 | 871 |
| 12月 末 | 2,420 | 1,907 | 513 | 639 | 502 | 137 | 991 | 881 | 110 | 4,050 | 827 | 512 |

カ諸国と世界各国との貿易を促進するところにあるとみられている。今回の合併にあたっては、ロンドン手形交換所加盟5大銀行中 Midland Bank, National Provincial Bank, Westminster Bank(いずれも Bank of West Africa の大株主) 3 行の支援を受けており、また Chase Manhattan Bank(米国)も新銀行に対し出資などの援助を行なう予定である。なお、合併後の総資産は約6億ポンドで、アフリカ諸国に1,100以上の支店を持つアフリカ最大の銀行となる。

(注) Standard Bank; 本店ロンドン、1862年設立、南アフリカ、南ローデシアを中心に支店数950、払込資本金11.65百万ポンド、64年3月現在総資産509百万ポンド。
Bank of West Africa; 本店ロンドン、1894年設立、ガーナ、ナイジェリアを中心に支店数約100、払込資本金4百万ポンド、64年3月現在資産約97百万ポンド。

◇英国、手形交換所加盟銀行のマーチャント・バンク設立

District Bank は、2月25日 National Provincial Bank(以上いずれもロンドン手形交換所加盟銀行)と共同して新たに County Bank(資本金1百万ポンド、頭取 Marshall Brooks—現 District Bank 頭取)を設立する旨発表した。新銀行の主要業務は、マーチャント・バンクと同じく定期性預金の受入れと輸出金融の供与である。

今回のマーチャント・バンク設立の背景に、非加盟銀行との間の預金競争激化の問題があるとみられる。すなわち、加盟銀行は定期預金の受入れを行なわないこと、預金金利については申合せによる規制(たとえば通知預金—予告期間は7日—金利については公定歩合の2%安と定められている)があることなどにより最近数年間の預金増加率は非加盟銀行のそれを下回る状況で一昨年来預金増強の方向が真剣に論議されてきた。しかし、加盟銀行における預金金利の自由化などの措置は長年の伝統をくつがえす重要問題であるだけに早急な解決はむずかしく、そのため、新銀行の設立によって預金の増強を図ろうとしたものとみられる。

◇西ドイツ、ブンデスバンク・ブレッシング総裁、準備通貨問題に関する見解を表明

3月8日ブレッシング総裁はチューリッヒのドイツ・スイス商工会議所における演説で現行の国際通貨問題に触れ、準備通貨のあり方に関し、次のような見解を明らかにした。

(1) 現行の金・為替本位制度は準備通貨国の国際収支赤字に起因するクレーピング・インフレーションをもたらしており、それに終止符を打つためには若干の修正が必

要であること。

(2) しかしフランス提案のように金・為替本位制度の放棄、金への復帰、CRUの創造といったドラステックな変更は望ましいものではなく、あくまで現行体制を基礎とするべきである。

(3) 一つの提案として10か国グループの各国は対外準備の保有構成を平準化し、たとえば全体の%を金で、 $\frac{1}{3}$ を為替で保有することとし、各国当局間の決済も同じ割合で行なうことが考えられる。この比率は金%、為替%とすることも可能で今後10か国グループで検討のうえ決定すればよい。

(4) この提案は発展的であって革命的ではない。また唯一の可能な解決策でもなく、したがってあらゆる提案が10か国グループの中で引き続き「静かに」研究されるべきである。

◇西ドイツにおける市中金利(最高限度)の規制

3月1日以降西ドイツの市中規制金利(最高限度)は預金・貸出共連邦監督局制定の「金利規制令(Zinsverordnung)」によることとなった。

市中金利の規制に関しては、1961年の信用制度法第23条で経済大臣にその最終的決定権限が与えられているが、その後1962年1月19日の委任規定により、決定権限は連邦監督局に委任され、連邦監督局はブンデスバンクの同意を得て「金利規制令」を制定する建前となっていた。しかし61年5月以降本年1月までは市中貸出金利(最高限度)の基準となっている公定歩合が変更されなかったため、この「金利規制令」は制定されるに至らず、従来の市中協定(注)に基づいて連邦監督局が事実上の規制を続けてきたものである。

(注) 1934年の旧信用制度法においては、市中金利の規制は市中相互間の協定によるべきものとして、これに触れず、1936年の「競争、貸出、預金各協定」に基づいて金利規制が行なわれてきた。

西ドイツの市中貸出規制金利

(最高限度年率、Dはブンデスバンクの再割引利率、目下3½%)

| | |
|----------------|-------------------------|
| 1. 当座貸付 | D+4½% |
| 2. 手形割引 | |
| a. ブンデスバンク適格手形 | D+3 (最低2マルク/枚) |
| b. その他 | D+4½(〃) |
| 3. 銀行引受手形① | D+3½ |
| 4. 貸出承諾手数料 | 3 |
| 5. 当座貸越手数料② | 1½ |
| 6. 取引高手数料③ | ¼ないし1 |

(注) ①引受銀行割引のもの ②当座貸出枠をはみ出した場合 ③銀行帳簿の収支合計のどちらか大きい方(¼の場合)か貸出実行額(1%の場合)に対して徴収。

新「金利規制令」で改正された点は、①貸出預金の概念が明確化されたこと、②貸出金利の基準が、ブンデスバンクの再割引利率のみ(従来は担保貸付金利も併用)と簡易化されたこと、③貯蓄性預金に営利企業、非営利企業の区分が設けられたこと等である。

西ドイツ市中預金規制金利

| | 最高限度 |
|---------------------------------|---------------|
| 1. 当座預金 | ⅞% |
| 2. 定期預金① | |
| (1) 1～3か月(または30～89日) | 2 // |
| (2) 3～6か月(または90～179日) | 2½ // |
| (3) 6～12か月(または180～359日) | 3 // |
| (4) 12か月およびそれ以上(または360日およびそれ以上) | 4 // |
| 3. 貯蓄預金 | |
| (1) 法定②ないし取決め告知期間12か月以下 | |
| a. 自然人および非営利法人 | 3½ // |
| b. その他法人 | 3 // |
| (bのうち6か月以上の積立期間) | 3½ // |
| (2) 取決め告知期間12か月およびそれ以上 | 4½ // |
| 4. 特恵金利③ | 通常の預金金利の⅓～⅒%高 |

(注) ①月計算のものど日計算のものがある ②信用制度法で決められているもの ③農業協同組合や個人銀行等小規模のものに対して他行との競争上許可されるもので最高金利はその分だけ引き上げられる。

◇西ドイツ、1964年の国民経済計算

2月2日、連邦統計局は1964年の国民総生産(暫定計数)を発表した。その概要は次のとおりである。

(1) 昨年中の国民総生産は、4,125億マルクに達し、前年比名目9.6%、実質6.5%の増加となった(1961年+5.4%、62年+4.1%、63年+3.2%いずれも実質ベース)。

内訳をみると成長の主因は設備投資であり、在庫投資も前年以上の増加率を記録し、個人支出も順調な伸びを示した。

国民総生産

(単位・億マルク)

| | 農・林・漁業 | 鉱工業 | 商業運輸 | サービス業 | 海外 | 計 |
|-------|--------|-------|------|-------|-------|-------|
| 1964 | 203 | 2,192 | 790 | 947 | -7 | 4,125 |
| 1963 | 194 | 1,987 | 736 | 852 | -4 | 3,765 |
| 増減(%) | +4.6 | +10.3 | +7.3 | +11.2 | -75.0 | +9.6 |

国民所得は3,153億マルクと前年比名目9.5%の増加となった。このうち勤労者所得は9.5%、個人業主所得および利子所得は9.4%のそれぞれ増加を示している。

なお勤労者1人当りの国民総生産(労働の生産性)も6.1%上昇し、前年の上昇率(2.8%)を大幅に上回った。

国民総支出

(単位・億マルク)

| | 個人支出 | 政府支出 | 総投資 | うち設備 | うち建設 | 在庫 | 海外 | 計 |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|--------|-----|-------|
| 1964 | 2,324 | 619 | 1,132 | 1,080 | 568 | +52 | +50 | 4,125 |
| 1963 | 2,151 | 592 | 972 | 949 | 492 | +23 | +50 | 3,765 |
| 増減(%) | +8.0 | +4.6 | +16.5 | +13.8 | +15.4 | +126.1 | 0 | +9.6 |

◇西ドイツ、1964年の国際収支(改訂計数)

ブンデスバンクは3月2日、1964年の国際収支(改訂計数)を発表した。内容は次のとおりである。

(1) 輸出入共ほぼ同率の伸びを示した(輸出11.3%、輸入12.6%増)ことから貿易収支戻はほぼ前年並みの黒字となった。しかし輸出入の動向を、上期、下期に分けて観察すると下期における輸出の伸び率鈍化(前年同期比7.3%増)、輸入の著しい伸長(同17.3%増)が目立っている。輸出の増勢鈍化は主要市場であるイタリア、フランスのインフレ対策奏功、西ドイツ国内景気の過熱化に伴う国際競争力の低下(輸出価格の上昇)などの原因による。また輸入の急増については政府関係輸入特に武器輸入が多額に上ったこと、主要企業の操業率がほぼ限界に達したため(1月号「国別動向」参照)、内需の増大に伴い輸入依存度が上昇したことなどの事情があげられる。

(2) 証券利子課税法案(2月号「要録」参照)の影響により長期資本収支戻は10.7億マルクの流出超と前年(19.5億

西ドイツの国際収支

(単位・百万マルク)

| | 1964 | 1963 |
|---------|--------|--------|
| 經常収支戻 | +410 | +881 |
| 貿易収支戻 | +6,081 | +6,032 |
| 貿易外収支戻 | -5,671 | -5,151 |
| 長期資本収支戻 | -1,075 | +1,952 |
| 有価証券収支戻 | -434 | +2,384 |
| 基礎的収支戻 | -665 | +2,833 |
| 短期資本収支戻 | -1,205 | +267 |
| 誤差 | +1,882 | -528 |
| 総合収支戻 | +12 | +2,572 |

マルクの流入超)に比し著しい様変わりを示した。

(3) 以上の結果総合収支戻は前年における 25.7億マルクの黒字から12百万マルクの黒字となり、ほぼ均衡状態を示している。

◇西ドイツ、1965年度予算、連邦議会を通過

1965年度予算は2月26日連邦議会を通過した。連邦参議院の同意および大統領の署名手続きを経て公布施行の運びとなるが内容の修正はほとんどないものとみられている。

(注) 西ドイツの会計年度は1961年度以降1月～12月と定められたが、前年度内に成立することはほとんどなく、3～4月頃に成立するのが通常である。なお政府原案は前年度の7月1日まで決定されねばならないこととなっている。

本年は連邦議会の総選挙の年でもあり、通貨当局は予算の膨張ないし大幅な減税措置が、微妙な段階にきている国内景気を必要以上に刺激するのではないかと、懸念していたが、予算案の議会通過によって、1965年度の予算規模がE E C理事会の勧告(対前年度比5%増以内に抑える)に沿って決定された政府原案(639億マルク)の枠内に抑えられることはほぼ確実となった。

おもな修正点は次のとおりである。①歳出面では防衛費(総計の29%)が184億マルク(原案から8億マルクを削減)、社会保障費(総計の25%)が158億マルク(原案に4.5億マルクを増額)となった。②他方歳入面では租税収入(総計の90%)が1964年中の予想外の経済成長を反映して574億マルク(原案に4億マルクを増額)に引き上げられた反面、電話料金の引下げなどから国営企業収益が落ちたため、一般会計は619億マルク(原案に2億マルクを増額)となった。③なお特別会計(公債発行収入を財源とする財政投融资)は一般会計歳入の増加分(2億マルク)を圧縮して20億マルクとなった。

新予算に対しては次の3点から批判がなされている。

(1) 社会保障関係費の一部(7.5億マルク)が歳出予算から切り離されたこと。これは年金保険に対するもので、証書交付によって現金支払に代えようとするものである。つまりこの額だけは歳出規模がふくらんだと同じ効果を持つことになる。

(2) 連邦鉄道がその財源の相当部分を鉄道債の発行に依存していること。これは連邦鉄道の赤字経営が放置されているためであって、この結果現在の資本市場不振に拍車をかけるものとなる。なお新予算では鉄道債も含めて20億マルクの政府関係起債が予定されており、さる1月の既発行分4億マルクを除いてもなお16億マルクの未発行分が残っている。

(3) 1964年の大幅な自然増収を見込んでかなり積極的に

減税が行なわれたこと。たとえば第2次労働者資産形成法に基づく減税措置や使用者優遇のための税法改正措置、石炭液化産業優遇措置などによって個人消費がいろいろ刺激されることが懸念されている。

◇西ドイツの後進国援助状況

政府はこのほど西ドイツの後進国援助状況を公表した。その概要は次のとおり。

(1) 後進国援助額は他国に比較して決して多くなく、1961年中の援助額は220百万ドルに上る対世銀融資を加えてもなおフランスの半分、英国の75%、米国の15%にすぎない。また国民総生産に対する比率でみても1.02%と、フランスの2.3%、英国の1.16%を下回っている(米国は0.9%)。

各国の後進国援助比較

(単位・百万ドル)

| | 西ドイツ | フランス ^① | 英 国 | 米 国 ^② |
|------|------|-------------------|-----|------------------|
| 1960 | 616 | 1,298 | 825 | 3,841 |
| 1961 | 834 | 1,401 | 838 | 4,704 |

(注) ①うち42%は対アルジェリア援助。

②軍事援助を除く。

(2) 1960年から63年までの援助についてみると、政府関係援助が年々増大している反面、民間ベースの援助が縮小しているのが目立つ。もっとも、63年末には後進国援助租税特別措置法が制定され、民間援助が奨励されることとなったので64年は再び増加したと思われる。民間援助の縮小傾向は、信用供与期間の問題、投資後の設備の維持、拡張などの問題に困難が伴うこと以外に設備・債権の保全について十分な保障がえられないという

西ドイツの後進国援助

(単位・百万マルク)

| | 1960 | 1961 | 1962 | 1963 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 政府関係 | 1,442 | 2,459 | 1,799 | 1,695 |
| 贈与 | 291 | 429 | 437 | 566 |
| 多角的基金参加* | 424 | 1,143 | 409 | 99 |
| 信用供与 | 727 | 887 | 953 | 1,030 |
| 民間関係 | 1,148 | 856 | 729 | 609 |
| 信用供与 | 671 | 328 | 161 | 287 |
| 利益再投資 | 168 | 160 | 176 | 160 |
| 直接投資 | 294 | 379 | 394 | 167 |
| 証券投資 | 15 | - 11 | - 2 | - 5 |
| 計 | 2,590 | 3,315 | 2,528 | 2,303 |

* 世銀、E E C、海外援助基金等への出資。

事実にも起因している。なお、西ドイツでは最近、アラブ連合との政治関係が緊迫し、ナセル大統領が西ドイツからの援助資金(1958年以降 11.6億マルク)、の償還を拒否する一方、エアハルト首相は3月9日、アラブ連合に対する経済援助をいっさい打ち切るとの声明を発表した。この事件を直接の契機として西ドイツ国内では後進国援助のあり方が種々論議されているが、今後政府がよほどテコ入れをしないかぎり、民間援助の減少傾向は避けられないとみられる。

◇フランス、1964年の国際収支

このほど発表された1964年の国際収支(下表参照)は概要次のとおりである。

(1) 貿易収支は輸入の増大を主因として4.9億フランの赤字となり、前年(8.7億フランの黒字)とは様変わりした。このほか観光収支の受超幅縮小(1960~62年は年平均10億フラン、1963年6億フラン、1964年49百万フラン)、外人労働者送金の増加等もあって、経常収支の受超幅は345百万フランと前年比約22億フランの減少。

(2) 民間長期資本収支の受超幅は、居住者分の半減と非居住者分の増加によって、前年とほぼ同水準に達した。非居住者による長期投資は基礎的収支受超額の88%を占めている。

フランスの国際収支

(単位・百万フラン)

| | 1962年 | 1963年 | 1964年 |
|---------------------|--------|--------|--------|
| A. 基礎的収支 | | | |
| 1. 経常収支 | | | |
| 商 品 | +2,394 | + 874 | - 494 |
| サ ー ビ ス | +1,437 | +1,037 | + 395 |
| 贈 与 | + 277 | + 627 | + 444 |
| 計 | +4,108 | +2,538 | + 345 |
| 2. 民間長期資本収支 | | | |
| 居 住 者 | - 311 | + 291 | + 148 |
| 非 居 住 者 | +2,296 | +2,256 | +2,370 |
| 計 | +1,985 | +2,547 | +2,518 |
| 3. 政府投資 | - 217 | - 276 | - 197 |
| 基礎的収支計 | +5,876 | +4,809 | +2,666 |
| B. 海外フラン圏収支 | + 741 | + 652 | +1,136 |
| C. 短期資本およびその他 | + 275 | + 446 | + 140 |
| D. 総合収支 (A + B + C) | +6,892 | +5,907 | +3,942 |

(3) 海外フラン圏収支の受超額は、一次産品価格の上昇を主因に前年比約倍増の好転を示した。

(4) 結局総合収支の受超幅は39億フランと、前年比20億フランの減少になった。

◇フランス、株式取引仲買手数料の引下げ

フランス政府は低迷を続ける株式市場への対策として2月下旬、株式仲買人手数料の引下げを決定し3月1日から実施した。これによると、①400千フラン以上750千フラン未満の取引についてはその手数料を少なくとも33%方引き下げる、②750千フラン以上の取引については50%引き下げる、③いかなる場合でも手数料は30千フランをこえないこととされている。

◇イタリア政府、一連の景気対策を実施

イタリア政府は3月13日、現在の深刻な景気停滞を打開するため、次のごとき一連の立法措置を決定、16日に実施した。本措置は緊急政令により実施されたもので、今後60日以内に議会の承認を得ることが条件とされている。

本措置は、通貨の安定を基本とし、その枠内で投資を促進し、雇用の増加と生産活動の回復をはかることを目的としたもので、その内容は次のとおりである。

(1) 起債枠の拡大による公共事業融資基金(注1)の業務拡張および預金貸付金庫(注2)の融資対象拡大を通じて、公共事業投資(学校、庶民住宅、病院、自動車道路、港湾等の建設)および公益事業投資(上・下水道等の建設)を促進し、また都市計画に基づく建設用地の買収などを促進する。

(注1) Consorzio di Credito per le Opere Pubbliche: 1919年預金貸付金庫、貯蓄銀行中央金庫および全国保証協会の出資により設立された公共事業に対する中期信用供与機関。

(注2) Cassa Depositi e Prestiti: 郵便貯金資金および社会保障資金の集中機関で、わが国の資金運用部に該当する。1863年設立。

(2) 地方公共団体が道路およびハイウェイ建設計画に関連して行なった起債および借入に対して全額政府保証を与える。

(3) 公共事業の認可ならびに実施手続きを簡素、迅速化する。

(4) 農業の生産性を高めるため、農業用機械の購入、かんがい事業の推進、畜産設備の近代化および拡張等に必要なる財政投融资を拡大する。

(5) 企業の社会保障費負担をさらに軽減する(負担額の3%を新たに国庫に肩代りする)。

(注) 企業の社会保障費負担は、昨年8月末すでにその一部が国庫に肩代りされており、今回国庫負担分をさらに拡大したものの。

(6) 中小企業の合理化、近代化を促進するため、イメディアオクレディト(注1)に対する政府出資を増額し、

ロ 中小企業金融機関(注2)が機械設備のメーカーおよび販売会社に対して行なった融資については、貸倒れ損失の最高35%までをメディアオクレディトに保証させる。

(注1) Mediocredito: 1952年全額政府出資によって設立された中小企業向け中期信用機関の中央機関で、期間5年以内の中期手形の割引および同担保貸付、ならびに輸出手形の再割引ならびに同担保貸付を主要業務としている。

(注2) Isveimer(南イタリア開発金融公庫)、Irfis(シチリア中小企業金融公庫)、ナポリ銀行およびシチリア銀行の産業信用(中期)部等。

(7) 建築活動を振興するため、一般の新築住宅に対する建物税を免除し、建物の売買に関する移転登録税を軽減する。

(8) 失業保険の最長給付期間(注)を一律に180日とする。

(注) 建築部門の失業者に対しては、本年1月7日以降360日に延長されている。

(9) 上記の措置を実施するため、1965、66年度予算を補正し、かつ長期国債(7年もの、9年もの2銘柄)の発行を認める。

◇イタリア、1964年の国際収支

このほど発表された1964年中の国際収支は概要次のと

イタリアの国際収支

(単位・百万ドル)

| | 1962年 | 1963年 | 1924年 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 経常収支 | 249 | - 889 | 336 |
| うち貿易収支 | -1,424 | -2,498 | -1,487 |
| 輸出(FOB) | 4,460 | 4,763 | 5,578 |
| 輸入(CIF) | 5,884 | 7,261 | 7,065 |
| 運賃収入 | 299 | 304 | 332 |
| 観光収支 | 724 | 749 | 827 |
| 移民送金 | 508 | 522 | 551 |
| 投資利潤 | - 91 | - 114 | - 98 |
| 政府取引 | 67 | 43 | 59 |
| その他 | 165 | 103 | 152 |
| 資本勘定 | - 199 | - 355 | 441 |
| うち民間 | - 190 | - 340 | 428 |
| 政府 | - 9 | - 15 | 14 |
| 基礎的収支 | 50 | -1,244 | 777 |
| 金融機関債務増減(Δ) | 430 | 650 | Δ422 |
| 金外貨準備増(Δ)減 | Δ 22 | 433 | Δ388 |
| 国際機関への払込 | Δ 3 | Δ 3 | Δ238 |
| その他 | Δ455 | 164 | 291 |

おりである。基礎的国際収支は7.8億ドルの黒字と前年(12.4億ドルの赤字)に比し大幅な改善を示した。その主因は、昨年3月、カルリ・オペレーション(総額10億ドルの緊急国際借款)によって内外でのリラ不安が鎮静して以来、資本流出が急減したこと(注)、経常収支が下期に著しく改善したことにある。この結果、対外準備は昨年中3.9億ドルの増加(一昨年は4.3億ドルの減少)となった。

(注) 資本流出は主として投機筋によって行なわれ、その大部分は銀行券の国外流出という形をとった。リラ不安鎮静後は、銀行券の国外流出が急激し、リラ残高の買戻し額も1~9月間で5.2億ドルと前年同期(12億ドル)に比し半減している。

◇オランダ、東欧向け輸出保険期間を延長

経済大臣は3月4日に下院に提出した覚書の中で、諸外国の共産圏向け輸出信用期間延長の動きにもかんがみ、東欧諸国向け輸出に対する保険期間を従来の5年から10か年に延長する旨述べた。この結果東欧向け輸出に対する延払信用も最長期限10年まで拡大されることになる。

今回の措置はさしあたり、各国の輸出競争が激化している東欧地域に限られているが、将来は東欧の低開発地域にも上記と同様の期間延長を認めることになるものとみられている。

こうした動きは、最近EEC諸国間にみられる東欧市場開拓気運に乗りおくれまいとするランダ政府の意向を映じたものであり、今後OECDの場で輸出信用の供与期間をめぐる論議がいつそう活発化することも予想される。

◇スイスの景気抑制関係法、国民投票で正式に成立

昨年3月以降暫定的に施行されていたスイスの景気抑制関係法(Bundesbeschluss ueber Massnahmen auf dem Gebiete des Gold-und Kapitalmarktes und des Kreditwesens)は、2月28日実施された国民投票で信認され正式に成立した(投票結果は賛成53万票、反対39万票で投票率59%)。同法は昨年1月、景気過熱化に対処するため政府がスイス国民銀行と協議のうえ発表し、国会の承認(2月)を経て3月17日以降暫定的に施行していたもので、正式に成立するためには1月以内に国民投票で承認されることが必要とされていた。同法の骨子は次のとおりである。

(1) 政府は市中金融機関に対し1964年1月1日以降次の事項を義務づけることができる。①非居住者預金に対する付利禁止、②非居住者要求払預金の受入れ禁止、③非居住者預金の新規預入相当額のスイス国民銀行特別勘定への預入(ただし外国運用分は除く)、④非居住者の有

価証券不動産取得の禁止もしくは制限。

(2) 政府は市中銀行の国内貸出増加を1960～62年中の増加実績の一定割合に制限することができる。また、政府は銀行、保険会社の不動産信用に制限を課することができる。

(3) 政府は資本市場の円滑な機能を確保するため公的および私的起債につき届出制を実施し、起債時期の調整を行なうことができる。

(4) 建築活動は原則として政府の事前認可を要する(ただし生活保護者住宅、国民宿舎、病院などは例外)。

(5) 上記諸措置は2年間(1966年3月まで)有効とし、また(1)～(3)の金融面の対策は国会の決議によりさらに1年間(1967年3月まで)適用延長することができる。

◇デンマーク、特別預金制度新設

デンマーク中央銀行はこのほど、貸出抑制策の一環として特別預金の新設を決定、2月25日より実施した。

本措置は中央銀行と市中銀行協会との協定という形で行なわれることになったもので、新協定の骨子は次のとおりである。

(1) 市中銀行は毎日の預金増加額の20%相当額(デンマーク・クローネ建の非居住者預金については増加額全額)を中央銀行に特別預金として預入する。

(2) 特別預金の金利は公定歩合の1.5%減(現在は5.0%)とする。

(3) 協定は1968年10月1日まで有効とし、以後いずれか一方の申出により6か月の予告期間を置いて廃止することができる。預入率の変更については、中央銀行と市中銀行の間で6か月ごとに協議検討する。

今回の措置は、同国の需要圧力が引き続き強く、昨年初来とられた引締め政策(注)のみでは必ずしも十分な成果が期待できないため、これを強化する目的で実施されたものとみられる。

(注) 注昨年申入れられた引締め政策のおもなものは、

- (1) たばこ、ビール、ガソリンなどの購買税引上げ(2月)、
- (2) 公定歩合の引上げ(5.5%→6.5%、6月)、
- (3) 中央銀行の対市中貸出にに対する総額レートの適用(10月)などである。

なおデンマークにおいては、銀行法に基づき、市中銀行の総債務に対して一定率の現金・預け金およびその他の流動資金の保有を義務付ける制度(ただしいずれも固定比率)が定められていたが、中央銀行に対する高率の預け金を強制したものではなかった。

◇フィンランド、工業製品の関税引下げ

フィンランドは、3月1日以降EFTA諸国から輸入

する工業製品の関税を10%方引き下げた(この結果、関税水準は基準税率——1960年1月1日の関税率——の30%となった)。

今回の引下げは、EFTA加盟国が本年1月1日以降工業製品の域内関税を10%方引き下げた際、EFTA準加盟国であるフィンランドについては2か月間の猶予が与えられていたため、現在まで見送られていたものである。

◇南アフリカ準備銀行の公定歩合引上げと市中銀行流動比率の引上げ

南アフリカ準備銀行は、3月5日以降公定歩合を4.5%から5.0%に引き上げるとともに、商業銀行が短期および中期負債に対して維持すべき最低流動比率を4%方引き上げることとした(注)。

(注) 同行の公定歩合は、62年11月以降3.5%に据置かれていたが、昨年7月および12月にそれぞれ0.5%引き上げられた。また、同国の最低流動比率規制は昨年9月銀行法の改正により割引商社を除く金融機関に対し短期負債の30%、中期負債の20%、長期負債の5%相当額をそれぞれ最低流動資産として保有することを規定していた(39年9月号「要録」参照)が、今回の引上げに伴い新比率は次のとおりとなる。なお、今回の発表に際し、今後必要があれば商業銀行の最低流動比率をさらに5月に4%方6月に2%方それぞれ引き上げる旨付言している。

| | 商業銀行 | その他金融機関(除割引商社) |
|------|------|----------------|
| 短期負債 | 34% | 30% |
| 中期負債 | 24% | 20% |
| 長期負債 | 5% | 5% |

今回の引上げに関し Domges 蔵相は、南ア経済はいまだ過熱化の状態にまで達していないが、引き続きインフレ圧力が強まり金融機関貸出が増加を続けているのでこれに対処するための措置が必要であったと説明している。

アジア諸国

◇エカフェ第7回域内貿易促進会談と第8回貿易委員会の開催

エカフェ第7回域内貿易促進会談は1月14日から22日まで、バンコックにおいて開催され、エカフェ加盟国のうち域内13か国代表が参加した。今回の会談で特に注目されたのは、わが国が貿易自由化の推進により広く市場を解放している点を強調したのに対し、参加国の多くは自国産品の輸出競争力が弱体であるためほとんど自由化の恩恵に浴しえない事情を指摘し、輸入特別割当、特惠関税など特別の買付措置を要望したことである。

次いで25日から2月2日まで同地で第8回貿易委員会

が開催され、域内外加盟国のほか、関係国、国際機関など約40の代表団が出席した。同会議の主要議題ならびに参加国の発言内容は次のとおりである。

(1) 貿易と通商政策の現状……多くの域内国は、二次産品市況の上昇に伴い貿易収支が改善されたとしながらも、その先行きについては一様に不安を表明、その理由として、①一次産品市況が依然不安定であり、現に最近はすでに反落に転じていること、②製品、半製品の市場開拓が先進国側の非協力に妨げられて進展していないこと、などを指摘した。また一部の国は、輸出入の逆調が一段と拡大している事情を説明、一次産品市況の上昇がすべての域内国を潤したわけではない旨を強調した。こうした事情から、域内各国は貿易収支の改善につき先進国の協力を要請、これに対して先進国側は、エカフェ諸国からの輸入が増加している旨を指摘しつつ、今後さらに低開発国との貿易拡大に努める旨を述べた。

(2) 国連貿易開発会議の回顧……大部分の域内国は、昨年開催された国連貿易開発会議の結論が低開発国の本質的要求を十分満たすものではなかったとしながらも、南北問題解決の糸口としてその意義を高く評価、特に①同会議の下部機関として貿易開発理事会の常設化が決定されたこと、②討議の過程を通じて世界の低開発国の団結が確認されたことは、同会議の大きな収穫であったと指摘した。またエカフェと貿易開発理事会との関係については、一部の国がエカフェを貿易開発理事会に從属させ、その性格を南北問題解決の促進に当たる地域機関に変革すべき旨主張したが、大部分の国はこれに反対、エカフェが同理事会に協力しつつ、あくまで地域協力の促進という本来の目的を見失わないよう強調した。

(3) 地域経済協力の現状……域内各国はいずれも昨秋の専門家会議で検討された域内貿易自由化構想の推進を望むとともに、アジア開発銀行設立問題の具体化を歓迎、特にアジア開銀については、きたる8月に開催を予定される政府間会議においてその具体的な内容が十分討議され、各国の一致した結論が打ち出されるよう強い期待を表明した(域外先進国は本問題につき発言せず)。なおこのほか一部の域内国は海運、運賃問題に関する共同研究をよびかけた。

(4) 他地域における経済協力の動向……本議題についてはもっぱらEECの貿易政策に論議が集中、域内各国はEECの農業政策ならびにアフリカとの連携強化がエカフェ域内農産物の輸出を阻害している旨を強調した。これに対しEEC代表は、今後エカフェ諸国の貿易上の利益を十分考慮するとともに、必要な場合には域内各国との協議を行なう用意がある旨回答した。

◇インド準備銀行、公定歩合引上げなどを実施

インド準備銀行は、2月17日、金融引締め強化と民間貯蓄の増強をはかるため次のような一連の措置を決定、即日実施した。

(1) 公定歩合を5%から6%(従来の最高)へ引き上げる。

(2) 高率適用を強化する。

イ. 最低歩合(6%)の適用先を純流動比率^(注)(基準比率)30%以上(従来28%以上)の銀行に限定し、適用先を縮小する。

ロ. 純流動比率が基準比率に達しない銀行に対しては、基準比率との差(切上げ計算)1%につき0.5%を最低歩合に加えた高率を適用する。

準備銀行、
工業開発銀行および国
立銀行からの借入金

準備銀行および
手持現金+その他の銀行+
への預け金

保有政府
有価証券

(注) 純流動比率 = $\frac{\text{準備銀行および手持現金+その他の銀行+への預け金}}{\text{要求払および定期払債務}}$

(3) 市中貸出金利の最高限度を9%から10%に引き上げる。

(4) 短期預金金利の最高限度ならびに定期・貯蓄預金金利の最低限度を次のとおり引き上げる。

イ. 短期預金

| | |
|---------|----------------|
| 15日～未満 | 無利息(旧、無利息) |
| 15日～45日 | 1.5% (旧 1.25%) |
| 46日～90日 | 3% (旧 2.5%) |

ロ. 定期預金

| | |
|-----------|---------------|
| 91日～6ヵ月未満 | 5% (旧、4%) |
| 6ヵ月～1年 | 5.5% (旧 4.5%) |
| 1年～2年 | 6% (旧 5%) |

ハ. 貯蓄預金

| | |
|--|-------------|
| | 4% (旧 3.5%) |
|--|-------------|

今回の措置は、食糧生産の不振に伴う物価の上昇と輸入の急増による金外貨準備の減少(2月にはいり金外貨準備残高は法定通貨準備420百万ドル近くまで落ち込んだ模様)に対処してとられたものである。

◇インドの1965/66年度予算案

インド政府は、2月17日、1965/66年度予算案(1965年4月～66年3月)ならびに税制改正案を議会に提出した。

本予算案は、外貨事情の悪化とインフレの激化を背景に、歳出を抑制し財政の健全化をはかる方針の下に編成されており、経常、資本両勘定を合わせた収支尻は102百万ルピーの黒字(前年度修正予算は803百万ルピーの赤字)を計上している。

(1) 経常勘定……歳出は、行政費、国債費などの大幅増

加にかかわらず、大宗を占める国防支出の増額抑制もあって、総額は21,165百万ルピーと前年度修正予算比5.9%の増加にとどまっている。これに対して歳入は、後記企業減税の実施にもかかわらず、輸入課徴金制度の継続に伴う収入増加、租税の自然増収などを見込んで、総額23,531百万ルピーと前年度修正予算比5.6%の増加を予定、結局歳入超2,366百万ルピーを計上して、これを資本勘定に繰り入れている。

(2) 資本勘定……歳出は、資金の重点的使用を前提とした経済開発費の抑制もあって、21,738百万ルピーとほぼ前年度修正予算並みにとどまっている。これに対して歳入は、外国援助期待額を前年度修正予算比2.3%増にとどめる一方、連邦・州政府貸付金の返済増加を見込み、総額では21,840百万ルピーと前年度修正予算比4.6%増を予定、結局歳入超102百万ルピーを計上している。

本予算案と同時に提出された税制改正案は次のとおりであるが、輸入税の引上げにより輸入抑制に努める一方、輸出産業ならびに工業の税負担を軽減することにより輸出の促進と工業生産の増加をはかろうとする方針が

インドの1965/66年度予算案

(単位・百万ルピー)

| 歳 入 | 1964/ 65年度 修正 予算 | 1965/ 66年度 予 算 | 歳 出 | 1964/ 65年度 修正 予算 | 1965/ 66年度 予 算 |
|-----------------------|---------------------------|----------------------|--------------------|---------------------------|----------------------|
| | 経常勘定 | | | | 経常勘定 |
| 所得税 | 2,680 | 2,940 | 一般行政費 | 4,166 | 4,732 |
| 法人税 | 3,420 | 3,860 | 州政府交付金 | 2,886 | 3,271 |
| 消費税 | 7,731 | 8,272 | 国防費 | 7,168 | 7,487 |
| 関税 | 3,850 | 4,050 | 国債費 | 3,176 | 3,561 |
| 国債 | 2,656 | 2,967 | その他共計 | 19,993 | 21,165 |
| その他共計 | 22,284 | 23,531 | 歳入超過額 (資本勘定繰入れ) | 2,291 | 2,366 |
| 資本勘定 | | | 資本勘定 | | |
| 経常勘定余剰 | 2,291 | 2,366 | 開発費 | 7,394 | 7,626 |
| 外国援助 | 6,539 | 6,689 | 経済・社会 | 3,430 | 3,597 |
| 国債 | 2,977 | 2,700 | 国防 | 1,180 | 1,301 |
| 連邦・州政府 への貸付金返 済 | 2,313 | 2,737 | 鉄 道 | 2,519 | 2,400 |
| その他共計 | 20,877 | 21,840 | 州政府への 付 貸 | 7,079 | 7,121 |
| 歳入不足額 | 803 | | 連邦政府への 付 貸 | 2,710 | 3,518 |
| 合 計 | 43,964 | 45,371 | その他共計 | 21,680 | 21,738 |
| | | | 歳入超過額 | | 102 |
| | | | 合 計 | 43,964 | 45,371 |

(1ルピー=0.21米ドル)

看取される。

(1) ステンレス・スチール板、ブリキ板等一部輸入品について輸入税を引き上げる。

(2) 輸出を行なった者に対して輸出額の15%の範囲内で税額控除を認める。

(3) 生産高が1964/65年度の実績を超過したすべての企業に対して法人税の軽減を行なう。

(4) 課税上の優遇措置の対象となる特定重要産業として、新たに造船、鋳鉄、計量器、石灰石等を加える(これら特定重要産業については法人税額の10%、利潤付加税額の20%がそれぞれ軽減される)。

(5) 課税体系の簡素化をはかるため、勤労所得に対する最高税率を82.5%から74.75%へ、また不労所得に対する最高税率を88.25%から81.25%へ、それぞれ引き下げる。

(6) ブリキ板、銅、銅合金等に対する消費税を引き上げる一方、織物、レーヨン糸、スフ糸等に対する消費税を大幅に軽減し、またタイヤおよびチューブ、自動車部品、印刷用紙等に対する消費税を免除する。

なお、2月に実施した輸入課徴金制度(税率10%、適用除外品目は穀物、肥料、書籍など)は継続される。

◇マレーシア、市中銀行の流動比率規制要領を改正

マレーシア中央銀行は、1月29日、市中銀行の流動比率に関する規制要領を次のとおり改正した。

(1) 流動比率算定の基礎となる指定流動資産から在英資産を除外する。

(2) 銀行の維持すべき最低流動比率を従来25%から20%に引き下げる。

これは指定流動資産を国内資産に限定することにより国内資金の対英流出防止をはかるとともに、流動比率の引下げにより上記措置が銀行に過度の引締め効果が加わらないよう配慮したものとみられる。なお上記改正に伴う経過措置として、本年9月末までは従来方式によることも認められている。

◇インドネシアの外国為替制度改正

インドネシア政府は、昨年12月28日、新外国為替取引法を制定、外国為替制度の大幅改正を実施した。このうち特に注目される点は次のとおりである。

(1) 外貨全面集中制度の緩和

下記以外のすべての外貨については政府への集中義務を免除する(集中を要する下記外貨に対する適用レートは、従来どおり、輸出、1ドル=250ルピア、貿易外、1ドル=520ルピア)。

イ. 輸出による獲得外貨のうち、輸出建値後記に相当する部分

ロ. 在インドネシア外国公館および公館職員所有の外貨

ハ. 貿易外受取外貨のうち指定部分(外国人のインドネシア国人に対する送金額の20%相当部分、外国会社の在インドネシア事務所への送金など)

(2) 輸出建値制度の新設

商品別に輸出建値を新設し、建値以下での輸出は原則として禁止する。この建値は政府が国際市場価格(主要港FOB価格)の89.5%を目途として決定し、政府が1～4週間ごとに発表する。

同国では、外貨準備の減少、インフレの高進に伴うルピアの実勢レート低落が著しく、またアンダー・バリュエーション輸出などによる輸出獲得外貨の海外逃避も目立っている。上記の措置は、こうした現状に対処し、①建値相当部分をこえる輸出代金の自由処分を認めることにより、高値輸出を促進する、②政府が一定額の外貨(建値相当部分)を確実に入手しうる体制を整える、などをおもなねらいとしたものとみられる。

◇インドネシア、生産分与方式を改訂

インドネシアでは、1962年8月以来、生産分与方式(注)により外国借款の導入をはかってきたが、政府は本年1月12日、同方式の大幅改訂を決定、即日実施した。

(注) 外国から設備、技術を借款の形で導入して資源を開発し、その生産物の一部を借款供与者に提供することにより当該借款を返済する方式。

これは外貨準備の枯渇、経済の停滞などを背景に、外貨返済を要しない上記方式による借款導入をいっそう促進するため、とられたものである。

今回の改正の主要点は次のとおり。

(1) 借款の返済は従来どおり当該事業の生産物によって行なうことを原則とするが、必要な場合には政府の許可

をえて、当該事業の生産物以外の輸出産品を返済に充当することができる。

(2) インドネシア銀行(中央銀行)は当該事業が、政府の経済開発計画にとって重要であり、十分な返済能力と適正な経営が見込める場合には、これに対して返済保証を与える(従来はケース・バイ・ケースで行なわれることとなっていたが、保証実績は皆無に近い)。

(3) 一定期間借款供与者の経営参加を認める。

(4) 当該事業遂行のための輸入については、関税、内国税などを免除する。

(5) ルピア資金調達 の 順 便 化 を は か る た め 、 政 府 は 当 該 事 業 対 し 、 借 款 総 額 の 20% の 範 囲 内 で 換 金 し や す い 商 品 の 輸 入 を 許 可 す る 。

◇豪州、商業銀行の預金、貸出金利引上げ

豪州準備銀行は、3月10日、商業銀行の預金金利ならびに貸出金利をそれぞれ次のとおり引き上げた。

預 金 金 利

30日～3か月未満(預金額5万ポンド以上に限り受入れ)

| | 年利 | 4.25%(従来) | 3.75% |
|------------|----|-----------|-------|
| 3か月～1年未満 | 〃 | 4.25%(〃) | 3.75% |
| 1年～1年6か月まで | 〃 | 4.5%(〃) | 4.0% |
| 1年7か月以上 | 〃 | 4.5%(〃) | 4.25% |

貸 出 金 利 (最 高)

〃 7.25%(〃 7.0%)

同国では、昨年初来の相次ぐ景気調整措置の実施にもかかわらず、国内景気が上昇を続け、最近では国際収支の悪化、物価の騰勢が目立つなど、過熱傾向が一段と強まっている。今回の措置はこうした情勢に対処し、市中貸出の抑制と国内購買力の吸収をはかるためとられたものである。なお同国の預金、貸出金利は、昨年4月、それぞれ0.5%引き上げられており、今回の引上げはこれに次ぐ2度目の措置である。